平成２４年（フ）第２３０７号
横浜市鶴見区本町通１丁目23番地４　チェスターハウス鶴見501
債務者　友野　　薫
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０６号
北海道旭川市６条西４丁目２番３号
債務者　森谷　順子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１２号
北海道旭川市春光４条９丁目６番25号　カサブランカ207号室
債務者　金山　修二
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１３号
北海道旭川市春光７条３丁目１番３―22号
債務者　金山　弥生
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１６号
北海道旭川市大町１条19丁目136番地の95
債務者　石井　伸佳
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２７１号
東京都八王子市松木68番地１コンフィーコーポ303号
債務者　南　　耕太
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７７号
熊本県八代市弥生町３番地10　１Ｆ３
債務者　石坂　久男
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午後２時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第６２８号
東京都多摩市永山１丁目14番地の２市川ハイツＢ102
債務者　武田　　方
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２２８９号
神奈川県藤沢市菖蒲沢919番地の２　さつき荘104
債務者　岩本　和也
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２９０号
神奈川県藤沢市菖蒲沢919番地の２　さつき荘104
債務者　岩本　麻希
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４０３号
神奈川県藤沢市辻堂太平台１丁目10番14号
債務者　山下　博幸
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４１４号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵２丁目13番53号
債務者　徳永　雄亮
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９号
熊本県天草市山の手町1713番地32
債務者　池崎　祐太
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午前11時10分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第９４号
栃木県足利市堀込町2738番地８
債務者　田村　拓之
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第５７３号
岡山市南区浜野３丁目17番33号　シャンティ浜野401号、旧住所岡山市南区浜野２丁目６番43―２号
債務者　森下寿美子（旧姓横溝）
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部